

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年10月3日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年8月30日農林水産省告示第1040号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
富田文雄	周智郡森町三倉字バツタイ3187、3188、3189、字森下4828の1、4834の1、4834の2、字北山4835の2、4835の5、4835の6 周智郡森町三倉字バツタイ3185、字花立3186、字バツタイ3191（以上の3筆については一部保安林）	森町役場
大石利雄	周智郡森町三倉字大サル3687の1（以上の1筆については一部保安林）	森町役場